

緊迫するギリシャ情勢の現状と今後の展望

2015年6月29日

＜ECBが緊急流動性支援の枠を据え置き＞

ギリシャが債権団との交渉を一方的に打ち切り、債権団から提示された緊縮策の是非を問う国民投票を7月5日（現地、以下同様）に実施することを決定しました。これにより、6月末を期限とするギリシャ向け第二次金融支援の延長や、同じく6月末を期限とするギリシャからIMF（国際通貨基金）への約15億ユーロの返済がほぼ不可能となったことから、ECB（欧州中央銀行）はギリシャの銀行への緊急流動性支援の枠を据え置く（拡大しない）ことを決定しました。預金の多額の流出に直面しているギリシャの銀行は29日から休業を余儀なくされています。

チプラス首相（急進左派連合）が反緊縮の公約を遵守するために「無理筋」を通しつつ、債権団との対立構図を煽り、緊縮策の是非を問う国民投票の実施を急ぎ、決定するとの一方的な措置に、ユーロ圏財務相会合は怒りをにじませた声明文を公表しています。

＜緊縮の是非を問う国民投票の実施へ＞

金融システムの混乱でギリシャ経済が混迷を深めるのは必至で、現実を直視したギリシャ国民が国民投票で緊縮策を受け入れ、チプラス首相も「民意を反映して」債権団との合意に至るとの筋書きが有力です。恐らくはチプラス首相も党内の政治情勢に鑑み、それが最適解と判断したものと思われます。

最近の世論調査でもギリシャ国民の大半がユーロ圏残留を望んでいることから、緊縮策の是非を問う国民投票が、実質的にはユーロ圏残留の是非を問う国民投票であることを国民が正しく認識すれば、国民投票の結果は首尾よく“Yes”で収まると見込まれます。厳密にはギリシャ向け第二次金融支援は6月末で失効することから、国民投票の有効性は疑問ですが、ギリシャが態度を改めるとなれば、債権団も柔軟に対応することが期待されます。

また、6月末のIMFへの返済が滞っても、その瞬間に事態が急変するわけではありません。ギリシャの銀行が多額の預金流出に直面しているにもかかわらず、ECBが緊急流動性支援の枠を引き上げなかったのは、一種の最終通告とも解釈でき、すでに事態は実質的に変化しているとも言えます。

当資料のお取り扱いにおけるご注意

■当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和投資信託により作成されたものであり、勧誘を目的としたものではありません。■当資料は、各種の信頼できると考えられる情報源から作成していますが、その正確性・完全性が保証されているものではありません。■当資料の中で記載されている内容、数値、図表、意見等は当資料作成時点のものであり、将来の成果を示唆・保証するものではなく、また今後予告なく変更されることがあります。■当資料中における運用実績等は、過去の実績および結果を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

販売会社等についてのお問い合わせ⇒大和投資信託 フリーダイヤル 0120-106212（営業日の9:00～17:00）HP <http://www.daiwa-am.co.jp/>

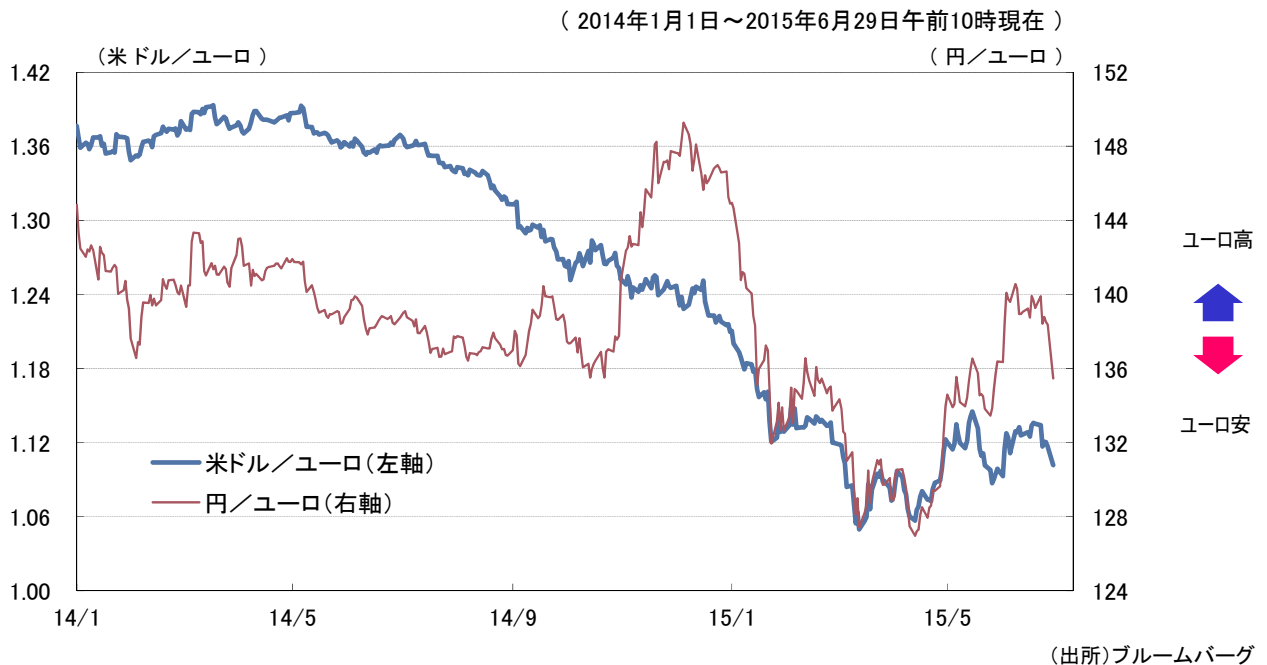
＜リスク回避は一時的＞

今となっては、民間金融機関のギリシャに対する債権は限られているため、市場への直接的な悪影響は限定的と思われます。ギリシャの特異性に鑑みれば、かつての金融危機の様に、イタリアやスペインなどの周辺国への「伝染」が大規模に持続するとも思えません。それでも、市場が過度に混乱を来すようであれば、ECBは銀行への無制限資金供給、あるいは現在実施中の量的緩和や一定の条件下で実施可能なOMT(アウトライト・マネタリー・トランザクション)を通じた証券購入などで柔軟に対処可能です。

当然ながら、一時的にはリスク回避機運が高まることが予想され、事態は流動的で予断を許しませんが、現時点では、それも7月5日までの期間限定と想定しています。

リスクとしては、一両日中にギリシャ政府と債権団が歩み寄るという楽観的なシナリオから、国民投票の結果が”No”となる悲観的なシナリオまで、両極端な状況が考えられますが、いずれも可能性は低いと見込まれます。

ユーロの推移



以 上

※1ページ目の「当資料のお取り扱いにおけるご注意」をよくお読みください。

お取引にあたっての手数料等およびリスクについて

手数料等およびリスクについて

- 株式等の売買等にあたっては、「ダイワ・コンサルティング」コースの店舗（支店担当者）経由で国内委託取引を行う場合、約定代金に対して最大 1.24200%（但し、最低 2,700 円）の委託手数料(税込)が必要となります。また、外国株式等の外国取引にあたっては、現地諸費用等を別途いただくことがあります。
- 株式等の売買等にあたっては、価格等の変動による損失が生じるおそれがあります。また、外国株式等の売買等にあたっては価格変動のほかに為替相場の変動等による損失が生じるおそれがあります。
- 信用取引を行うにあたっては、売買代金の 30%以上で、かつ 30 万円以上の委託保証金が事前に必要です。信用取引は、少額の委託保証金で多額の取引を行うことができることから、損失の額が差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- 債券を募集・売出し等により、又は当社との相対取引により売買する場合は、その対価（購入対価・売却対価）のみを受払いいただきます。円貨建て債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、損失を生じるおそれがあります。外貨建て債券は、金利水準の変動に加え、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。また、債券の発行者または元利金の支払いを保証する者の財務状況等の変化、およびそれらに関する外部評価の変化等により、損失を生じるおそれがあります。
- 投資信託をお取引していただく際に、銘柄ごとに設定された販売手数料および信託報酬等の諸経費、等をご負担いただきます。また、各商品等には価格の変動等による損失を生じるおそれがあります。

ご投資にあたっての留意点

- 取引コースや商品毎に手数料等およびリスクは異なりますので、上場有価証券等書面、契約締結前交付書面、目論見書、等をよくお読みください。
- 外国株式、外国債券の銘柄には、我が国の金融商品取引法に基づく企業内容の開示が行われていないものもあります。

商号等 ： 大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第108号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会